

## 第6回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会議事録

1 審議会日時 令和元年9月30日(月)午後7時

2 開催場所 喜多方市役所2階大会議室

3 出席者等

(出席委員) 清野 正哉、穴澤 正彦、石田 大介、高畑 美和、長瀬谷百合子、須藤 祐  
高橋 友和、佐川 正人、田代 新一 江川 正則、花見 俊春、安田 茂  
入岡 正、今井 輝雄、長谷川 登、五十嵐和彦、猪俣 定利、塚原 芳広  
齋藤 大亮

(欠席委員) 佐藤 良平、中川 健一、石山 啓之、齋藤 義人、穴澤 仲雄、木須 行孝

(出席職員等)

教育長	大場 健哉	教育部長	江花 一治
教育部参事	佐藤 健志		

(事務局学校教育課職員)

課長	五十嵐博也	主幹兼管理主事	武藤 幸意
課長補佐・指導主事	齋藤 勝芳	課長補佐	佐藤 茂雄
副主任主査	高橋 孝		

4 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1) 第1回学校視察(郡山市立湖南小中学校)

(2) 第2回学校視察(喜多方市内小中学校)

4 議 事

(1) 喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)に対するパブリックコメントについて

・パブリックコメント全体資料

・パブリックコメントへの対応について(案)

(2) 喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)の承認及び答申のとりまとめについて

5 その他

今後の審議会の開催について

6 閉 会

○事務局 皆様、こんばんは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。  
います。

開会に先立ちまして、ご報告を申し上げます。喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会条例第5条第3項の規定によりまして、審議会の開催は、委員の過半数の出席が必要とされております。本日は、19名のご出席となっておりますので、出席が過半数を超えておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから第6回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会を始めさせていただきます。早速ですが、審議会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 お晩でございます。2回ほど学校の視察をさせていただきました。事務局の皆様には非常に段取り良くしていただきましてありがとうございました。また、委員の皆様も参加いただき、おおいに参考になったのではないかと考えております。本日の審議会においても皆様から様々な形でご意見をいただければと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは会議に入ります前に資料の確認を行いたいと思います。1枚目は本会議の次第です。次に、「資料1」として、第1回学校視察の概要、「資料2」として、第2回学校視察の概要、「資料3」として、パブリックコメント全体資料、「資料4」として、パブリックコメントへの対応について(案)、「資料5」として、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)答申資料、「資料6」として、今後の適正規模適正配置審議会スケジュールについて(案)となります。

それではここから審議会条例第5条第2項の規定によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 よろしくお願いいたします。まず最初に報告案件、次に議事案件の順で本日の会議を進めていきたいと思います。

まず、次第の3番に入ります。報告につきましては、報告(1)として7月に審議会として視察した湖南小中学校について、そして報告(2)として先週、視察いたしました喜多方市内の小中学校について、この2つの案件につきまして一括で事務局の方から報告を求めたいと思います。

○事務局 事務局から、第1回、第2回の視察についてまとめて報告させていただきます。お手元の資料1、資料2をご覧ください。前回の第5回の審議会の際に、パブリックコメントの実施と2回の視察ということでご提案し、7月12日に郡山市立湖南小中学校の視察、先週の9月27日に喜多方市内の4校の視察を計画し、委員の方々に参加していただきました。概要については簡単に資料をまとめましたので、私の方から主なものを申し上げますが、参加していただいた委員の方々がたくさんいらっしゃいますので、補足等あれば付け足していただければと思います。

まず資料1の郡山市立湖南小中学校視察の概要について説明をいたします。ここを視察しました理由といたしまして、平成17年度より小中一貫校として学校経営をしてきた学校であります。今年度から義務教育学校に移行した学校で

す。もともと小中一貫校であり、また新たな学校スタイルの義務教育学校でもあったということで、湖南小中学校を選択したものです。資料の1枚目に、職員構成として、教員の数、児童生徒数が載っておりますが、小学校と中学校が一緒になっているため、職員の構成に特徴があります。そこに副校長、主幹教諭という職種が入っておりますが、今までの学校になかった新たな職種です。こういった先生方も配置されております。また、養護教諭2名、主査2名がおり、小学校、中学校分の教員が配置されており、教員数でも増員をされているという現状です。

資料2ページになりますが、小学校と中学校が一緒になった形の義務教育学校というスタイルになっておりますので、学校の特色として9年間を見通した教育課程で日々実践されています。また、生活時程が一緒になる小中合同の日課表を導入しております。本来授業時間というのは小学校と中学校で違う時間です。小学校は45分、中学校は50分授業となっていますので、毎日の時間割を組む上では同じにするには難しいところがあります。しかし、湖南小中学校では50分の授業、いわゆる中学校の授業をベースにして時間割を構成し、行なっているということでした。つまり、小学校は5分余る格好になるのですが、これについては通常の45分授業をした後に補充や休憩等が必要な場合は入れるなど臨機応変に行なっているといったことでした。

次に、湖南小中では、中学校教諭による小学校への教科担任制の導入を行っています。ご存知のように小学校は学級担任制を採っておりますので、一人の教員がすべての教科を教えるというのが基本です。中学校は、国語、数学、英語等それぞれ専門の教科担任が授業しているわけですが、中学校の教員が小学生を教えるというよう体制も取っているということでした。一例を挙げますと、資料に写真を載せておりますが、小学校1年生の音楽を中学校の教員が授業を行ってまいりました。まさに、視察に伺ったその時に、大きな声で歌う1年生の姿がありました。腹式呼吸を行っていて、これが1年生の歌なのだろうかというくらい校舎内に響き渡るような歌声を、視察に行かれた皆様も感じられたのではないかと思います。続いて、資料の写真は、理科の授業になりますが、小学校5年生の理科の授業を中学校の教員が教えているというところです。植物の観察の授業を子ども達は熱心に行っていました。

ハード面では、一つの職員室に小学校、中学校の教員が一緒に勤務してまいりました。連携はとりやすくなるだろうと、感じてきたところです。他には、児童、生徒と一緒に食事がとれるランチルームがありました。

地域の方々の反応としては、小中一貫校から義務教育学校への移行に関して、丁寧な説明を心がけ、地域アンケートでは94%の賛同を得て移行となったということでありました。義務教育学校という聞きなれない学校が新たにスタートしたわけですが、小学校でも中学校でもないということをご理解いただきたいと思っております。小学校の部分は前期課程、中学校の部分は後期課程という名称で行い、学年の名称ですが、1年生から6年生までは小学校通りで、中学1年生が7年生、

中学2年生が8年生、中学3年生が9年生という言い方をして9年間の連続した学びで行っているとのことでありました。行事的には小学校は、修学旅行は行なわない。また、卒業式も実施しない。小学校1年生で入学して、中学3年の段階で初めての卒業という形をとっており、小中合同の入学式は行うということでありました。

資料2は、先週行われました市内の小中学校の視察についてまとめたものです。4つの学校、第一小学校、上三宮小学校、会北中学校、第二中学校の視察を行いました。第一小学校は、研究推進中心校として毎年授業研究公開をやっているという研究熱心な学校です。今年度は午前中に1時間目から5時間目まで授業を行う工夫をされて、いろんな時間を作り出すことにより、その効果は大きいというお話をお聞きしました。全校児童数が402名という現在の状況で、それぞれのクラスで活発に授業が行われていたところです。

続いて視察をしましたのが、上三宮小学校です。全校児童数28名、複式3学級の学校であります。校長先生のお話では、複式のマイナス面を嘆くのではなく、複式のよさを生かして指導にあたることとしており、児童自ら学び合う場の設定やリーダー学習等に力を入れて、学習の効果を上げているということでした。

会北中学校は、全校生徒54名で、1年、2年、3年それぞれ単学級でしたが、熱心に授業している姿を見ることができました。また、会北中学校では、併設する熱塩加納共同調理場による学校給食の試食をさせていただきました。ここでは、地場産品をできるだけ活用した給食として、他の市町村からも視察に来るほど有名になっている学校給食を行っており、参加された委員の方々にも当日の学校給食を堪能していただいたところです。

4つ目の学校として第二中学校にお邪魔しました。市内の中学校で一番大きい270名の学校ですが、校長先生からは、これまで自己肯定感が低かったけれども、様々な場面で活動できる、自信をもって行動できるようになってきているという嬉しいご報告をいただいていたところです。また、不登校の生徒も今年度は激減しているというお話をしていただきました。

以上、郡山と市内の小中学校の視察についてご報告をさせていただきました。委員の方々からも一言いただけるとありがたいと思います。

○会長

ありがとうございました。ただいま事務局から2回の視察の実施について説明がありました。参加しました委員の皆様の方から何か補足等がございましたらご指摘いただきたいと思いますし、また、参加されていない委員の皆様の方から何かご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

私は第1回と第2回の両方参加して、大変勉強になったと思っています。第1回の湖南小は5つの学校が合併して小中一貫校になったのですが、そこで一番気になったのは通学ですね。結構遠いところから集まるから、通学が大変ではないか思ったのですが、スクールバスでみんな通っているとのことでした。やっぱり今の時代はスクールバスというものがいいなと思いました。

もう一つは、喜多方市内の学校を見学した時に、上三宮小学校ですね。校長先

生の話では、入学者が来年も再来年も0だということでした。そこで、私から「2年間も0で学校運営できるんですか」と聞いたのですが、先ほどの報告のようにそれはそれなりにプラス面を活かしてやっていますという返事でした。しかし、これは非常に私は危機的な問題ではないかと感じました。これからどのようにしていくべきかわかりませんが、本当に大変だなと感じました。以上です。

○会長                    ありがとうございます。他の委員の皆様の方からも何かご指摘ございますでしょうか。

○委員                    湖南小学校の件ですけれども、私は行っていませんが、平成17年に統合した時の小学校の人数は、どれくらいあったのかはわかりますか。

○事務局                はい、平成17年に統合した時の5つの小学校の人数ですが、月形小学校51名、中野小学校27名、三代小学校21名、福良小学校48名、赤津小学校24名というのが当時の人数だったという資料をいただいております。合計すると171名というところですよ。

○委員                    そこから比べると、かなり現在の小学校の人数も減っているのですか。

○事務局                はい、当時は171名だったのが、31年度の入学の段階で95名ということに減っているということです。

○会長                    はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

報告についてはよろしいでしょうか。

○委員                    (はい)

○会長                    それでは、次第4の議事の方に入っていきたいと思います。それでは、(1)喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)に対するパブリックコメントについて、事務局から説明をいただきたいと思います。

○事務局                資料3に沿ってご説明申し上げます。資料3にあります1の目的で喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)に対するパブリックコメントを実施しました。募集期間は7月12日から8月13日までの33日間でございます。寄せられたご意見の総数は24件ありました。その内訳として、個人から23件、それから団体から1件です。詳細につきましては資料4のとおりなのですが、意見の主な内訳としましては、基本方針(案)に対する意見が3件、実施計画の策定段階で検討を行うべきと思われる意見が20件、その他1件となります。次に、基本方針(案)に対するご意見としては、3件ありましたが、その内訳としましては、一つ目は基本方針には同意しますが、実施計画策定は地域住民の共通理解のもとに進めてほしいというご意見。これは受付番号で言うと3番になります。それから、廃校跡地の活用法、統廃合の際の経済変化の考察が必要ではないかというご意見がありました。これは受付番号で言うと5番です。それから、地域の関わりに関する配慮が必要であり、学校生活がよりよいものにしてほしいというご意見がありました。これは22番の方からご意見をいただいたものです。なお、詳細については資料4のパブリックコメントへの対応についてご覧いただきたいと思いますが、具体的な計画、内容のご意見については、できるだけご意見の内容に沿った回答としていきますけれども、詳細は、今後実施計画案で示していくこと

になりますので、対応としましては、例えば「基本方針(案)の基本的な考え方に基づき、実施計画(案)の中で検討します」とか、あるいは「目的として、適正規模適正配置は子どもたちにとって望ましい学習環境を整える目的で検討しています」というような対応を繰り返しているところもあります。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から本年7月、8月に行われましたパブリックコメントの結果についてご説明をいただきました。委員の皆様の方から何かご意見等がございましたらご指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは私の方から感想ですけど、通常このパブコメと称されるものの回答総数として、思っていたよりも件数が多かったと感じました。会津若松の例は参考になるかはわかりませんが、あまりパブリックコメントというとなかなか意見は出てこないの、そういった点では見方を変えれば関心が高かったのかなと思います。あとは皆様の方からこの内容について何かご指摘あればと思いますが、どうでしょうか。

実施した中身とそこでご説明ですので、詳しい対応についてもしっかりと書かれているようにお見受けは致しましたが、何か、皆様の方で疑問等がございましたらご指摘いただきたいと思います。

事務局にお尋ねします。このパブリックコメントの公開は行われているのですか。対応を含めた結果みたいなものは掲載されているのですか。

○事務局

まだです。後でまたご説明申し上げます。

○会長

わかりました。どうでしょうか、委員の皆様、次の議事の案件もございまして続けて進めさせていただければと思いますが、また後ほど何かお気づきの点がありましたら、その都度ご指摘いただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員

(はい)

○会長

ありがとうございます。それでは、これまでの意見を踏まえまして、パブリックコメントの対応につきましては、まずは事務局の案の通りとしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○会長

特に異議なければ、ご了承いただいたということで、事務局側の対応としては、これでよろしいという形でご了承いただいたというように理解しますがよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○会長

それでは次の議事の案件です。議事の(2)喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)の承認及び答申のとりまとめについて諮りたいと思います。まず本件につきまして事務局から説明を求めたいと思います。お願いいたします。

○事務局

これまでに、基本方針(案)はご説明申し上げたとおりなのですが、今回パブリックコメントを行った結果、大きな修正を求める意見はありませんでした。そのため、基本方針(案)は、原案のとおりとし、承認をしていただければと思います。また、承認していただいた後は、資料5 喜多方市立小中学校適正規模適正

配置基本方針(案)答申という一つ案を出しましたけども、これを提出いただければありがたいと思っております。以上でございます。

○会長

ただいま事務局の方から、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)についての承認についてのお話がありました。まずこの基本方針(案)について原案通りとすることにお諮りしたいと思いますが、まずは皆様の方、いかがでしょうか。

○委員

(異議なし)

○会長

何かご意見ございましたらと思いますが。異議なしでよろしいでしょうか。

○委員

(はい)

○会長

どうでしょうか、まだうなずいておられない委員の皆さんの方から何かご指摘あればと思いますが。よろしいでしょうかね。異議ありましたら言ってください。大丈夫ですか。

○委員

(はい)

○会長

はい。それでは、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)について、本案件につきましては、異議がない承りましたので、当審議会といたしましては、この、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)を承認いたしたいと思っております。

続きまして、この答申についてでございますが、この答申の具体的な内容、今後の進め方について事務局の方からご説明があれば求めたいと思っております。お願いいたします。

○事務局

答申について事務局よりご説明させていただきます。資料5をご覧ください。資料5は答申文の案をお示ししておりますが、これまでの他の諮問に関してのパターンをお知らせいたしますと、この原案(資料5)の通り答申としてお出ししていただくか、あるいは意見を付す場合がございます。どちらの対応とするかについてご意見をいただければと思います。それが一点目になります。次に、仮に意見を付すということになる場合ですが、今後の実施計画に関わる部分の意見があるとしても、その内容は今後の審議会での審議内容となりますので、今回の答申での意見とはしないものと考えます。そのため、具体的な例としましては、例えば地域への配慮を大切に行うこと、であるとか、市民への周知に努めること、であるなどの表現が考えられるところです。以上が2点目ですが、この点につきましてお諮りをしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○会長

ただいま事務局の方から、場合によってはその意見を付すという一つの提案がありました。この提案につきましては、実はこれまでの答申に代えての議論を踏まえての、例えば地域への配慮の問題であったりとか、市民への周知の仕方の問題であったりとか、こうしたものも意見として付け加えてもよろしいのではないかと一つ案でございます。こうしたことにつきまして、皆様の方からまず、その意見を付けるのか付けないのか、それと、前後いたしました、答申案の原文どおりであって、意見を付けないでその原案どおりという形にするのか、いや、意見もちょっと付けたいということであれば意見を付けるような形で進め

て行くということも考えられるわけです。まずはそのへんのところを確認したい  
と思いますので、委員の皆様の方から何かご指摘いただきたいと思いますが、い  
かがでしょうか。

○委員                   私は、資料3 パブリックコメント全体資料5基本方針（案）に対する意見の  
内訳にあるように、やっぱり地域住民の共通理解など、この3件について、申し  
添えて答申していただきたいなと思うわけです。

○会長                   今、意見を付するべきではないかといった意見がございましたが、皆さんもい  
かがでしょうか。

○委員                   同感です。

○会長                   はい、他、委員の皆様どうでしょうか。 これまでの議論を踏まえますと、や  
はり地域への配慮ということ意見を添えるのも皆さんの一つの考えが示  
されるのではないかなという風に思います。また、意見を付けることも一つの方  
法ではないかなと思います。

○事務局               ただ今は、資料3の5番の最後の①、②、③ということで、これも意見を付し  
てということのご意見だったと思いますが、①、③につきましては、こうい  
うことで進めて行くということでしたが、②については、これはパブリッ  
ク・コメントの5番の方が書かれたことになりまして、その方の一つ目は、廃校  
後の校舎、敷地の活用法について考察がない。教育委員会の事項ではなくても、  
少なくとも廃校後の受け皿は用意すべき、ということなのですが、これについて  
の対応は、適正規模適正配置とは別に今後検討することになります、という対応  
をさせていただきました。つまり、基本方針の中だけの問題ではなくて、やはり  
市をあげて考えていくもの、基本方針とは別になるのかなという考えでおりま  
す。それから二つ目に、経済の変化についての考察がないということなのですが、  
今回の適正規模適正配置に関する検討の目的は、あくまで子どもたちにとって望  
ましい学習環境を整える観点について検討することとしておりますので、経済の  
事であるとか、人口増対策であるとか、それはまた別の観点になってくるのかな  
ということで、このような対応を書かせていただきました。従いまして、この意  
見を付す中身として、この②についてはちょっと難しいものがあるかなと思いま  
す。

○会長                   補足的なご説明を今事務局の方からいただきました。皆さんどうでしょうか。

○委員                   今事務局から説明がございましたが、まずパブリックコメントの5番の対応に  
関しては、廃校跡地の統廃合の活用ということで、これはやはり適正規模適正配  
置とは別枠で検討するべきものと私も思います。3つのうち、①の意見を添える  
ということが、私の先ほどの意見でございました。

○会長                   他の委員の皆様の方はいかがでしょうか。

○委員                   この間ですね、湖南小学校に見に行きました時、廃校の話題、私質問したんで  
す。5つの小学校が廃校になって、その後どのように活用していますかと質問し  
ましたら、一つ二つはまあまあ使っているようなんですけど、残り二つ、三つは  
そのままのような回答だったんです。ですから、学校跡地の利用については、統



廃合とは別に考えてもらった方が、例えば地元の地域の人たちに考えてもらうとか、そういう利用の方法がいいと思います。

○会長 他にはどうでしょうか。保護者の関係とかPTAの関係の皆様、いかがでしょうか、いろいろとご意見賜ればと思いますが。

○委員 第5回までの審議会で基本方針については、一通り意見は出ております。それで、その取り方によっては、言い方が悪いですけど、小規模なところは集めてという読み取り方もできれば、経済活動や地域との関連性とか、経済育成とかいろいろな面で配慮が必要となっています。私も湖南小中と上三宮小とか見てきまして、小規模でのいいところ、ちょっとマイナス面もあったところもあったのですが、今後は、この基本的な考え方で進めて、これからの第7回以降の骨子案の審議の時にいろいろ考えていけばいいと思い、私の意見としては、原案で通して、実施計画の骨子案で第7回以降でもむという形でやっていくべきかなと思います。

○会長 そうしますと今のご指摘は、資料3の基本方針に対する意見の内訳の②のところは、特にこれは意見として必要ないということでしょうか。

○委員 事務局からありましたように、子どもたちがどのようにこれから教育を受けていくかということの審議会なので、金山とか昭和村とかでも、いろいろ廃校になったところをどうするっていうのは後で、町なり村が考えて、地域の方が考えて、あとは予算とかもあるので、それは後に考えることで、まず子どもたちがどうするかということで我々は委員として集まっているので、別に考えるべきかなと思います。

○会長 おそらく今委員の皆様の方からご指摘がありましたように、個別案件に近いような中身が先ほどの活用例とか、経済変革という文言に尽きることになりまして、例えば地域の配慮ということを考えていくと、これが大元で、考え方の根幹というところになりますので、あまり細かいところは、別途ご議論いただくということもありえるのではないかなと思います。私の方からの提案ですが、今いくつか意見が委員の皆様の方から出していただきましたが、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)そのものにつきましては既にご承認いただいておりますので、地域への配慮の問題とか、市民への周知については、承認案の部分に意見を付すという形で取り計らっていく、という形を考えたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいですか。

○委員 (はい)

○会長 そうしますと具体的な案文を作成しなければなりませんので、まずはこの内容についてはしっかりと皆様の方にご確認いただいたということを前提に、この意見を付する部分の案文につきましては、私と事務局の方でこれまでの議論を踏まえまして案文作成をいたしたいと思いますが、そのような形でご一任いただくことはいかがでしょうか。

○委員 (はい)

○会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、基本方針(案)、承認

いただいたということと、先ほどの意見を付すということで、内容としまして地域に配慮、あるいは市民に説明だといったことを踏まえた案文を意見として付して、答申手続きを進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

(はい)

○会長

今後の流れについて事務局の方から説明をいただいたほうがよろしいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、今後の流れなのですが、答申につきましては、今後清野会長から教育長宛の答申について出していただきまして、予定ではあるのですが、次回の定例教育委員会、10月に行われます。そこで、審議いただき、基本方針については決定になります。

参事の佐藤です。私の方から答申実際、答申を出していただくまでの流れについてちょっとご説明を申し上げます。今ほど、意見を付すというようなことで、会長の方から市民への周知、あるいは地域への配慮というようなことで、意見として載せるというようなことをご承認いただいたのですが、内容については、今ほどありました通り会長一任というようなことで、会長の方と事務局で中身を整理をさせていただきます。その上で会長の方に見ていただいて、最終的に判断いただいたのち、答申としての決定になりますので、いわゆる答申としての決定は会長の判断になりますが、その内容についてはまた委員の皆様の方にこのような答申になります、というようなお知らせはしたいと思います。その上で、日を改めまして、会長の方から教育委員会の方にこの答申書を提出していただくと。日取り、日程を取りまして、そのような流れで進めさせていただきたいなと思います。答申自体についてはこのような流れでお願いしたいと思います。

○会長

ありがとうございます。一般的には審議会ですと、諮問を受けますと答申という形の手続きを踏む形になりますので、今、事務局の方からの説明があったとおりのような形で今後、手続きが進んでいきます。最終的には教育委員会の決定を得て公表という形になるかと思えます。まず、私の方と事務局の方でまずは案文を精査いたしまして、具体的なこれまでのことを踏まえて、しっかりと意見という形で付して参りたいと思います。

○事務局

前後してしまいますけれども、先ほどご承認をいただきましたパブリックコメントへの対応についてであります。これについても本日審議会の方でご承認いただいたということでもありますので、今後速やかにホームページ等によって市民へ公表して周知をしてまいりたいという風に考えてございます。

○会長

他、特にございませんか、事務局の方は。よろしいですか。

○事務局

はい

○会長

これまで約1年に渡って当審議会におきましては、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)について審議を重ねて参りました。本日、先ほどですね、原案通りご承認いただいたということになりましたので、私の方といたしましては、まずは皆様に深く感謝申し上げたいと思います。今後はですね、本審議会におきましては、具体的な実施計画の策定という流れになろうかと思えます。逆に、

ここの部分がこれまで以上に委員の皆様の方から様々なご意見が出てくるのではないかなと思います。こうした議論をして、具体的な実施計画の策定案を確定していくという手続きになるかと思えます。そこで、皆様の方からいろいろとご指摘の方いただければと思っております。一応今日の審議会といたしましては、議事案件として、私の権限としましては、任務は終了になります。何かご意見等ございましたらこの場でご指摘いただきたいと思えますが、よろしいですか。それでは議事につきましては以上でございますので、今後の手続きにつきましては事務局の方でお願いいたします。

○事務局

会長様、議事進行ありがとうございます。委員の皆様も、基本方針の承認誠にありがとうございます。今後は先ほどご説明申し上げました通り予定に沿って進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。最後に、その他といたしまして、今後の本審議会の予定につきましてご説明申し上げますので、資料6の方をお願いいたします。

では資料6をご覧ください。今後の適正規模適正配置審議会スケジュールについての案でございます。今後の審議内容につきましては、実施計画の検討になります。予定としましては、10月下旬から11月中旬で第7回審議会、来年1月頃第8回審議会、3月頃第9回審議会とありますが、この3回を目安に骨子案の審議をしていただくようになります。あくまで予定ではありますが、これから実施計画の骨子を作ってまいります。その骨子案についてご審議いただくと。来年度になりますが、4月頃第10回、7月頃第11回、8月頃第12回、このあたりを目安に、骨子から実際の本文を審議していただくようになります。それで9月頃、実施計画(案)の決定となります。教育委員会の定例会で決定ということになります。10月以降になりますが、当該地域ごとに地域説明会の開催というような予定を立てております。その下に米印がありますが、理解が得られた地域から当該地域の実施計画(案)について、最終的な審議を行い、答申する、答申していただくということになります。基本方針(案)の6の(3)にも、決定した地域から実施に向けて準備を進めるとありますが、全体を揃えるということではなくて、理解が得られた地域からという形で持っていきたいと思えます。以上でございます。

はい、ただいま今後のスケジュールをご説明申し上げました。早ければ10月下旬を予定しておりますので、開催期日につきましては、早めにお知らせ申し上げますので、ぜひご出席の方よろしく願いいたします。事務局からの諸連絡は以上でございますが、皆様から何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第6回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会を終了させていただきます。誠にありがとうございます。